

保健医療大学幕張キャンパス消防計画

目次

第1章 総則

- 第1節 目的等（第1条・第2条）
- 第2節 防火管理業務の一部委託（第3条）
- 第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限（第4条・第5条）
- 第4節 消防機関への報告、通報等（第6条・第7条）
- 第5節 防火管理委員会の設置（第8条）

第2章 予防管理対策

- 第1節 火災予防上の点検（第9条～第12条）
- 第2節 点検結果の報告等（第13条）
- 第3節 火災予防装置（第14条～第17条）
- 第4節 工事中の安全対策（第18条）
- 第5節 放火防止対策（第19条）

第3章 自衛消防活動対策（第20条～第22条）

第4章 休日、夜間の防火管理体制（第23条・第24条）

第5章 震災対策

- 第1節 震災事前措置（第25条）
- 第2節 警戒宣言発令時の対策（第26条～第33条）
- 第3節 震災対策（第34条）
- 第4節 地震時の活動（第35条）

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

- 第1節 防災教育等（第36条・第37条）
- 第2節 自衛消防訓練（第38条・第39条）

第1章 総 則

第1節 目的等

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、保健医療大学 幕張キャンパスの防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図る

ことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、保健医療大学 幕張キャンパスに通学・勤務する学生、教職員に限らず出入りするすべての関係者に適用する。

第2節 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第3条 防火管理業務の一部を業者に委託する。

- 2 委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。
- 3 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。
- 4 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況について、定期的に防火管理者に報告しなければならない。

第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

第4条 管理権原者は、保健医療大学 幕張キャンパスの防火管理業務について、すべての権限責任を有する。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あるいは変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、建物の防火上の不備箇所や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第5条 防火管理者は、この消防計画の実行に関して、すべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織の編成と任務分担
- (3) 火災予防上の自主点検の実施と維持管理
- (4) 消防用設備等の点検とその立会い及び維持管理
- (5) 防火、避難施設の維持管理

- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 教職員等に対する防火上必要な教育の実施
- (8) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (9) 消防機関との連絡
- (10) 工事中における立会いその他火気使用又は取扱いの監督
- (11) 管理権原者への報告等
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 大規模な地震に関する諸対策
- (14) その他

第4節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任(解任)届	防火管理者を選任又は解任したとき	管理権原者
消防計画作成(変更)届	消防計画を作成又は次の事項を変更した時 (1)管理権原者又は防火管理者の変更 (2)自衛消防組織の変更 (3)用途変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の変更 (4)防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
禁止行為の解除承認	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みが禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者
消防訓練実施届出書	消防訓練を実施する3日前	防火管理者
消防用設備等点検結果報告	3年に1回、防火管理者が立会い総合点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確	管理権原者

	認した後	
--	------	--

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出した書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、保管する。

第5節 防火管理委員会の設置

(防火管理委員会)

第8条 防火管理業務の適正な運営を図るため、保健医療大学幕張キャンパスに防火管理委員会を置く。

防火管理委員会は、千葉県立保健医療大学危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）の開催をもって代える。

2 防火管理委員会の構成は、危機管理委員会規程第5条各号に規定するとおりとする。

3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。

4 会議は、年2回開催する。なお、次の場合は臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きい火災、地震などによる被害発生時

(2) 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めたとき

5 会議の主な審議事項は次のとおりとする。

(1) 消防計画の作成・変更に関すること。

(2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(3) 自衛消防組織及び装備に関すること。

(4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

(6) 火災予防上必要な教育に関すること。

(7) その他

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検

(日常の火災予防)

第9条 防火管理者は、所定の区域ごとに火元責任者を定め、日常の火災予防の徹底を図らなければならない。

火元責任者は、千葉県立保健医療大学施設管理規程（以下「施設管理規程」という。）に定める

管理責任者(幕張キャンパス)とする。

2 前項に定める火元責任者の担当区域は、別表2のとおりとする。

(火元責任者が実施する自主点検)

第10条 火元責任者は、日常、担当区域の自主点検を実施しなければならない。

2 自主点検は日常的に行う点検と定期的に行う点検に区分して、計画的に実施すること。

(1) 日常的に行う点検は、別表3『自主点検チェック票(日常)』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックすること。チェックは、使用后及び毎日終業時に行うこと。

(2) 定期的に行う点検は、別表4「自主点検チェック票(定期)」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックすること。

(防火管理者が実施する自主点検等)

第11条 防火管理者は、1ヶ月に1回以上、火元責任者と一緒に別表3に基づく自主点検の実施状況を確認する。

2 建物の構造、防火・避難施設の機能等の点検は、年2回以上実施すること。

3 消防用設備等の自主点検は、別表5により、法定点検の合間に、年2回以上実施すること。

(消防用設備の法定点検)

第12条 消防用設備等の法定点検は、業者に委託して別表6により行う。

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検を実施する場合には、必ず立ち会う。

第2節 点検結果の報告等

(点検結果の報告等)

第13条 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告しなければならない。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告する。

3 防火管理者は不備、欠陥部分の改修について、管理権原者の指示を受けて改修計画を策定する。

第3節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第14条 防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

(1) キャンパス内の喫煙を認めない。

(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

講義等で必要と認める教室・研究室及び給湯室とする。

2 喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 火気使用設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に器具等を点検してから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し可燃物に接近して使用しないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (5) キャンパス内では喫煙しないこと。
- (6) 催物等のために一時的に火気を使用する場合には、あらかじめ防火管理者に連絡し承認を得ること。

(避難施設等における遵守事項)

第 15 条 防火管理者及び教職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- イ 床面は避難に際して、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設

- ア 防火設備及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。

なお、防火設備の開閉位置とその他の部分とは色別しておくこと。

- イ 防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。

(避難経路図の管理)

第 16 条 防火管理者は、避難経路図を作成し、管理権原者に提出するとともに、これを自衛消防隊員並びに教職員に周知する。

(収容人員の管理)

第 17 条 防火管理者は、当該防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないように教職員に徹底する。

- 2 一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図る。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第18条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次の各号に掲げる工事を行うときは、工事中の消防計画を作成し、消防機関に届け出るものとする。

- (1) 増築、改築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
- (2) 消防用設備の機能を停止あるいは著しく影響を及ぼす工事を行うとき。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。
- (6) その他防火管理者が指示すること。

第5節 放火防止対策

(放火防止対策)

第19条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の教職員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを教職員と共用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者及び最終に退庁する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 休日、夜間の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の編成等)

第20条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表7のとおりとする。

(自衛消防隊の装備等)

第21条 自衛消防隊の装備は、次のとおりとする。

- (1) 消火器
- (2) ロープ・コーン
- (3) 拡声器
- (4) 携帯用照明器具

2 装備品の管理は、自衛消防隊長が管理すること。

(自衛消防隊の活動範囲)

第22条 自衛消防隊の活動範囲は、保健医療大学 幕張キャンパス管理範囲内とする。

2 近接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合又は応援要請があった場合には、自衛消防隊長の判断に基づき活動しなければならない。

第4章 休日、夜間の防火管理体制

(休日、夜間の火災予防管理)

第23条 休日、夜間においては、委託している警備会社の警備員による巡回及び機械警備により、火災予防上の安全確保に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第24条 休日、夜間等教職員の少ない時間における自衛消防活動は第20条で定める任務分担に基づき、在庁する隊員が次の処置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への連絡

第5章 震災対策

第1節 震災事前措置

(震災事前措置)

第 25 条 地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 窓ガラス、看板の落下、飛散、倒壊の防止措置をすること。
- (2) 事務室等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、落下の防止措置をすること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等の作動状況点検を行うこと。
- (5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の点検を実施すること。

第 2 節 警戒宣言発令時の対策

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第 26 条 警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、別表 7 に定める任務を遂行しなければならない。

(休日、夜間における対応)

第 27 条 休日、夜間においては、在庁者で別表 7 に定める任務を分担し行わなければならない。

- 2 別に定める緊急連絡表により必要な要員を召集しなければならない。
- 3 警戒宣言の発令を知ったときは、自主的に参集しなければならない。
- 4 召集における交通手段は、公共の交通機関を利用するものとする。

(教職員に対する警戒宣言発令の伝達等)

第 28 条 警戒宣言が発令された場合は、教職員に対して、放送設備を使用して速やかに伝達する。

- 2 自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置につかせる。

(教職員以外の者に対する警戒宣言発令の伝達等)

第 29 条 在庁者等に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した後、放送設備により行わなければならない。

(誘導案内)

第 30 条 避難誘導班は携帯拡声器及びロープ等を携行し、所定の位置につき、適切な誘導、案内により混乱防止を図らなければならない。

- 2 避難誘導は、混乱の防止を図るため、避難階に近い階層から順次実施しなければならない。

(火気使用の中止等)

第 31 条 警戒宣言が発令されたときは、火気使用設備・器具の使用も原則として中止する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後に、消火体制を講じたうえで最小限の使用とする。

2 危険物の取り扱いは直ちに中止する。

なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等対策を講じるものとする。

3 エレベーターは、使用しないものとする。

(教職員が行う被害防止措置)

第 32 条 警戒宣言が発令された場合、教職員は、室内の被害を防止するために、次の各号に定める措置を行わなければならない。

- (1) 照明器具（吊り下げ式）等の固定
- (2) 事務機器の転倒、落下防止
- (3) 窓ガラス等の破損、散乱防止
- (4) 避難通路の確保、非常口の開放等
- (5) 初期消火用の水の確保
- (6) 非常持出品の準備

(時差退社等)

第 33 条 警戒宣言発令時は時差退庁とし、周辺の混乱を防止するために、公共の交通機関を利用する。

第 3 節 震災対策

(震災時の初期対応)

第 34 条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の初期対応を行わなければならない。

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる教職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者等に報告すること。
- (2) 全教職員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者等に連絡すること。
- (3) 防火管理者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を管理権原者に報告すること。

なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

- (4) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (5) 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

第4節 地震時の活動

(地震時の活動)

第35条 地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等による地震情報の収集を行い、周辺の状況を把握すること。

(2) 救出・救護

ア 救出救護については、警備救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、救護所、医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

(3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、学生等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱回りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 学生等を広域避難場所(神田外語大学)まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しながら誘導すること。

オ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

キ 避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うものとする。

(4) 避難経路の確保

警備救護班は、避難者の安全を確保するために、避難経路に落下、転倒、倒壊した物品の除去を行うこと。

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第36条 防災教育は就業時に実施するほか次表の区分に従い計画事項、計画内容、実施回数を定める。

計画事項	計画内容	実施回数
教職員に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各教職員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 その他火災予防上必要な事項 (火災予防及び消火に関する実務知識)	年2回
新任者に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各教職員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 安全な作業に関する基本的事項 5 消防計画の周知徹底 6 その他火災予防上必要な事項 (火災予防及び消火に関する実務知識)	採用時1回

第 37 条 防火管理者は、消防機関が実施する各種防火管理講習及び講演会等に積極的に参加するとともに、教職員に対する防火講演等を随時開催する。

2 防火管理者は、防火管理再講習を期限内に受講しなければならない。

第2節 自衛消防訓練

(自衛消防訓練の種別等)

第 38 条 防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実施するものとする。

訓練の種別	実施時期
消火訓練	6月 月
通報訓練	6月 月
避難訓練	6月 月
総合訓練	6月 月

2 総合訓練は努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

3 訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。

(消防機関への通知)

第 39 条 防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、事前に消防機関に消防訓練実施届出書を届出すること。

2 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び次回に実施する自衛消防訓練に反映させなければならない。

附 則

この計画は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する

附 則

この計画は、令和 2 年 2 月 27 日から施行する。

防火管理業務の委託状況表

(年 4 月 1 日現在)

防火対象物の名称		幕張キャンパス内建物		※ 用途			
管理権原者の氏名				※ 管理区分		所・管・占	
防火管理者の氏名				※ 選任区分		単独委託 重複	
再受託者の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部					
受託者の氏名及び住所等 (法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)				受託者が再委託する場合記入			
氏名(名称)		総合警備保障(株)千葉支社					
住所(所在地)		千葉市美浜区幸町1-26-5					
電話番号		043-242-7818					
担当事務所							
所在地							
電話番号							
[教育担当者講習修了者氏名]							
[講習修了証番号]							
[教育計画]		月と月に実施する。		月と月に実施する。			
受託者の行う防火管理業務範囲	常駐巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左		<input type="checkbox"/> その他()	
防火管理業務範囲	巡回	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()	
防火管理業務範囲	巡回	巡回回数					
		巡回人員		1人			
		委託する防火対象物の区域		幕張キャンパス内			
		委託する時間帯		17:15 ~ 24:00			
防火管理業務範囲	遠隔巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()	
		現場確認要員の待機場所		幕張待機所			
防火管理業務範囲	遠隔巡回	到着所要時間		5分			
		委託する防火対象物の区域		幕張キャンパス内			
		委託する時間帯		00:00 ~ 8:30			

(備考) 1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□レ印を付すること。
2 ※欄は記入しないこと。

自主点検チェック表（日常）

実施責任者		火元責任者						担当区域					
月	曜日	実 施 項 目											
		ガス器具の ホース老 化・損傷	電気器具の 配線老 化・損傷	火気設備 具の設置 ・使用状 況	倉庫等の 施錠確 認	終業時の 火気の 確認	その他（共 用部分の 可燃物の 有無等）	避難障 害 避難口	避難障 害 廊下・通 路・階段	閉鎖障 害 防火戸・ 防火シャ ッター	操作障 害 屋内消 火栓	操作障 害 自火報	備 考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

（備考） 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例） ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 ⊗・・・即時改修

防火管理者
確 認

別表 4

自主点検チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等がないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等がないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等をおいていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取付部に緩みと手すり部分に破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障がないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外の出入口の付近に障害物はないか。	
	火気設備器具	(1) 厨房設備（こんろ、レンジ、フライヤー等）給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガスは配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 ⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトの変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。
(2) 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ） ① 自動消火装置は、適正に機能するか。 ② 火気周囲は、整理整頓されているか。		

電 気 設 備	(1)	変電設備 ① 電気主任技術者等の資格を有するものが検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2)	電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	危 険 物 施 設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正化。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 整理整頓（集積）の状況は良いか。
(2)		指定可燃物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。	

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係	年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係	年 月 日	危険物施設	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。
(凡例) ○・・・良 ×・・・不備 ⊗・・・即時改修

別表 5

消防用設備等自主点検チェック表

実 施 設 備	確 認 箇 所	検査結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋 内 消 火 栓 泡 消 火 設 備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例・物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例・物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置またはその直近に防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピナー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトに緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途の変更、間仕切りによる未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途の変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等はないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機的外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護坂に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放 送 設 備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	

避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識灯に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がなく、 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となる物がなく、 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となる物がなく、 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がなく、 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がなく、 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。
(凡例) ○・・・良 ×・・・不備 ⊗・・・即時改修

別表 6

消防用設備等点検計画表

点検実施月日 及び点検 の区分 消防用 設備等の種類	点 検 実 施 月 日	
	機 器 点 検	総 合 点 検
消 火 器	8 月 2 月	
屋 内 消 火 栓 設 備	8 月 2 月	2 月
スプリンクラー設備	月 月	月
自 動 火 災 報 知 設 備	8 月 2 月	2 月
ガ ス 漏 れ 警 報 設 備	8 月 2 月	2 月
放 送 設 備	8 月 2 月	2 月
避 難 器 具 (救 助 袋)	月 月	月
誘 導 灯	8 月 2 月	
連 結 送 水 管	月 月	月
排 煙 設 備	月 月	月
自 家 発 電 設 備	月 月	月

※ 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点 検 設 備 業 者	
住 所	
電 話 番 号	

自衛消防隊の編成と任務（その1 本部隊）

自衛消防隊本部長 * 名簿はその2参照		(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)		
自衛消防隊長		(自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。)		
自衛消防隊副隊長		(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)		
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通 報 連 絡 班	班長	1 隊長、副隊長の補佐	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、本部長に報告する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5 学内にいる者の調査 6 その他
		2 自衛消防本部の設置		
		3 情報の収集		
		4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導		
		5 その他の指揮統制上必要な事項		
		6 消防機関への通報及び通報の確認		
		7 学内への非常通報及び指示命令の伝達		
		8 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。)		
消 火 班	班長	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事	消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
		2 消火作業への指揮指導		
		3 消防隊との連携及び補佐		
搬 出 班	班長	1 学内重要書類の搬出	搬出班は情報収集班として編成する。	上記の情報収集班の任務と同様のほか、搬出品の確認、保管を行う。
		2 各課（学科・専攻）の必要書類等の搬出		
避 難 誘 導 班	班長	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令伝達	避難誘導班は、平常時と同様の編成をする。	混乱防止を主眼として、関係者の案内及び避難誘導を行う。
		2 非常口の開放及び開放の確認		
		3 避難上障害となる物品の除去		
		4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告		
		5 ロープ等による警戒区域の設定		
警 備 救 護 班	班長	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖	警備救護班は、点検措置班として編成する。	上記の消火班の任務に同じ。
		2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止		
		3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置		
		1 応急救護所の設置	警備救護班の内応急救置担当は、情報収集班として編成する。	上記の情報収集班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。
		2 負傷者の応急救置		
		3 救急隊との連携、情報の提供		

自衛消防隊の編成と任務(その2)

平成24年5月現在

名称等	編成	人員	任務
本部長	学長	1	
隊長	学長が指名した者	1	消防隊の統括
副隊長	学長が指名した者	1	隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を行う。
通報連絡班長	企画運営課長(防火管理者)	(班員計2) 1	消防機関、教職員等への通報・連絡調整
副班長	企画運営課職員	1	
消火班長	企画運営課職員	(班員計7) 1	消火施設等による初期消火活動
副班長	栄養学科教員	1	
班員	看護学科教員2名、栄養学科、歯科衛生学科教員各1名、企画運営課職員1名	5	
避難誘導班長	学生部長	(班員計13) 1	教職員・学生等の避難誘導
副班長	看護学科教員2名、栄養学科、歯科衛生学科教員各1名	4	人員の確認
班員	看護学科教員2名、看護学科を除く各学科専攻教員各1名、歯科診療所教員1名、学生支援課職員1名	8	
警備救護班長	企画運営課職員	(班員計12) 1	大学内外の警備
副班長	看護学科教員	1	負傷者の救出、応急救護
班員	看護学科教員5名、栄養学科、歯科衛生学科教員各1名、企画運営課職員2名、学生支援課職員1名	10	
搬出班長	学生支援課長	(班員計8) 1	非常持ち出し
副班長	学生支援課職員	1	
班員	看護学科教員2名、栄養学科、歯科衛生学科教員各1名、企画運営課、学生支援課職員各1名	6	
計		45	

<p>栄養教育実習室(218) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー [3階] 診療実習室(301) (歯科診療室含む) 保健指導室(302) レントゲン室(303) 準備室(304) 会議室(305) 講義室(306～309) 多目的基礎実習室 (310) 男子トイレ 女子トイレ 障害者用トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー [4階] 視聴覚教室(401) 研究室(402～412) 準備室(413) 臨床基礎実習室(414) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段 バルコニー [屋上] 機械室</p>	<p>栄養学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 学生支援課長 歯科衛生学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 学生支援課長 在室上位教員 歯科衛生学科長 歯科衛生学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長</p>		<p>〔教育棟B〕 [1階] 進路情報室(101) 更衣室(101) 講義室(102・105～ 109・111) 教員控室(103・104) 看護自習室(110) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 渡り廊下 (B棟～講堂) (B棟～体育館) [2階] 看護実習室1(201) 準備室1(202) 教材作成室(203) 研究室(204～206 西・東) 会議室(207) 準備室2(208) 看護実習室2(209) 男子トイレ 女子トイレ 障害者用トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー [3階] 演習室(301・321) 研究室(302～320) 男子トイレ 女子トイレ 湯沸室 廊下・階段・外階段 バルコニー</p>	<p>学生支援課長 学生支援課長 学生支援課長 リハビリテーション学 科長 看護学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 看護学科長 看護学科長 看護学科長 在室上位教員 看護学科長 看護学科長 看護学科長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 学生支援課長 在室上位教員 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長 企画運営課長</p>
--	---	--	---	---

	<p>〔図書館棟〕</p> <p>[1階]</p> <p>玄関ホール</p> <p>図書館</p> <p>学生自習室 1</p> <p>学生自習室 2</p> <p>大講義室</p> <p>中講義室</p> <p>LL教室</p> <p>倉庫</p> <p>機械室</p> <p>エレベーター</p> <p>男子トイレ</p> <p>女子トイレ</p> <p>多目的トイレ</p> <p>廊下・階段</p> <p>中庭</p> <p>渡り廊下</p> <p>(渡り廊下～図書館)</p> <p>(図書館～体育館)</p> <p>[2階]</p> <p>研究室</p> <p>生理学実験室</p> <p>準備室</p> <p>演習室 1</p> <p>演習室 2</p> <p>機械室</p> <p>男子トイレ</p> <p>女子トイレ</p> <p>障害者用トイレ</p> <p>廊下</p> <p>デッキテラス</p>	<p>企画運営課長</p> <p>図書館長</p> <p>学生支援課長</p> <p>学生支援課長</p> <p>学生支援課長</p> <p>学生支援課長</p> <p>学生支援課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>在室上位教員</p> <p>栄養学科長</p> <p>栄養学科長</p> <p>学生支援課長</p> <p>学生支援課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p> <p>企画運営課長</p>			
--	--	---	--	--	--

保健医療大学仁戸名キャンパス消防計画

目次

第1章 総則

- 第1節 目的等 (第1条・第2条)
- 第2節 防火管理業務の一部委託 (第3条)
- 第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限 (第4条・第5条)
- 第4節 消防機関への報告、通報等 (第6条・第7条)
- 第5節 防火管理委員会の設置 (第8条)

第2章 予防管理対策

- 第1節 火災予防上の点検 (第9条～第12条)
- 第2節 点検結果の報告等 (第13条)
- 第3節 火災予防装置 (第14条～第17条)
- 第4節 工事中の安全対策 (第18条)
- 第5節 放火防止対策 (第19条)

第3章 自衛消防活動対策 (第20条～第22条)

第4章 休日、夜間の防火管理体制 (第23条・第24条)

第5章 震災対策

- 第1節 震災事前措置 (第25条)
- 第2節 警戒宣言発令時の対策 (第26条～第33条)
- 第3節 震災対策 (第34条)
- 第4節 地震時の活動 (第35条)

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

- 第1節 防災教育等 (第36条・第37条)
- 第2節 自衛消防訓練 (第38条・第39条)

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、保健医療大学仁戸名キャンパスの防火管理について必要な事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図

ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、保健医療大学仁戸名キャンパスに通学・勤務する学生、教職員に限らず出入りするすべての関係者に適用する。

第2節 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第3条 防火管理業務の一部を業者に委託する。

- 2 委託方式及び委託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、別表1のとおりとする。
- 3 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施しなければならない。
- 4 委託を受けて防火管理業務に従事する者は、受託した防火管理業務の実施状況について、定期に防火管理者に報告しなければならない。

第3節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

第4条 管理権原者は、保健医療大学仁戸名キャンパスの防火管理業務について、すべての権限責任を有する。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成あるいは変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、建物の防火上の不備箇所や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第5条 防火管理者は、この消防計画の実行に関して、すべての権限を持って、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 自衛消防組織の編成と任務分担
- (3) 火災予防上の自主点検の実施と維持管理
- (4) 消防用設備等の点検とその立会い及び維持管理
- (5) 防火、避難施設の維持管理

- (6) 収容人員の適正管理
- (7) 教職員等に対する防火上必要な教育の実施
- (8) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (9) 消防機関との連絡
- (10) 工事中における立会いその他火気使用又は取扱いの監督
- (11) 管理権原者への報告等
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) 大規模な地震に関する諸対策
- (14) その他

第4節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第6条 管理権原者等は、次の業務について、消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

種 別	届出等の時期	届出者等
防火管理者選任(解任)届	防火管理者を選任又は解任したとき	管理権原者
消防計画作成(変更)届	消防計画を作成又は次の事項を変更した時 (1)管理権原者又は防火管理者の変更 (2)自衛消防組織の変更 (3)用途変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の変更 (4)防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者
禁止行為の解除承認	喫煙、裸火の使用又は危険物品の持ち込みが禁止されている場所で、これらの行為を行おうとするとき	管理権原者
消防訓練実施届出書	消防訓練を実施する3日前	防火管理者
消防用設備等点検結果報告	3年に1回、防火管理者が立会い総合点検を実施した報告書の内容を防火管理者が確	管理権原者

	認した後	
--	------	--

(防火管理資料の保管等)

第7条 防火管理者は、前条で報告又は届け出した書類等の写し、その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編さんし、保管する。

第5節 防火管理委員会の設置

(防火管理委員会)

第8条 防火管理業務の適正な運営を図るため、保健医療大学仁戸名キャンパスに防火管理委員会を置く。

防火管理委員会は、千葉県立保健医療大学危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）の開催をもって代える。

2 防火管理委員会の構成は、危機管理委員会規程第5条各号に規定するとおりとする。

3 管理権原者は、事前に会議の構成メンバーを指定する。

4 会議は、年2回開催する。なお、次の場合は臨時に開催する。

(1) 社会的反響の大きい火災、地震などによる被害発生時

(2) 防火管理者などからの報告、提案により管理権原者が会議を開催する必要があると認めたとき

5 会議の主な審議事項は次のとおりとする。

(1) 消防計画の作成・変更に関すること。

(2) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること。

(3) 自衛消防組織及び装備に関すること。

(4) 自衛消防訓練の実施細部に関すること。

(5) 工事等をする際の火災予防対策に関すること。

(6) 火災予防上必要な教育に関すること。

(7) その他

第2章 予防管理対策

第1節 火災予防上の点検

(日常の火災予防)

第9条 防火管理者は、所定の区域ごとに火元責任者を定め、日常の火災予防の徹底を図らなければならない。

火元責任者は、千葉県立保健医療大学施設管理規程（以下「施設管理規程」という。）に定める管理責任者(仁戸名キャンパス)とする。

2 前項に定める火元責任者の担当区域は、別表 2 のとおりとする。

(火元責任者が実施する自主点検)

第 10 条 火元責任者は、日常、担当区域の自主点検を実施しなければならない。

2 自主点検は日常的に行う点検と定期的に行う点検に区分して、計画的に実施すること。

(1) 日常的に行う点検は、別表 3『自主点検チェック票（日常）』に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックすること。チェックは、使用後及び毎日終業時に行うこと。

(2) 定期的に行う点検は、別表 4「自主点検チェック票（定期）」に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックすること。

(防火管理者が実施する自主点検等)

第 11 条 防火管理者は、1 ヶ月に 1 回以上、火元責任者と一緒に別表 3 に基づく自主点検の実施状況を確認する。

2 建物の構造、防火・避難施設の機能等の点検は、年 2 回以上実施すること。

3 消防用設備等の自主点検は、別表 5 により、法定点検の合間に、年 2 回以上実施すること。

(消防用設備の法定点検)

第 12 条 消防用設備等の法定点検は、業者に委託して別表 6 により行う。

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検を実施する場合には、必ず立ち会う。

第 2 節 点検結果の報告等

(点検結果の報告等)

第 13 条 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を定期的に防火管理者に報告しなければならない。ただし、点検結果に不備、欠陥があった場合は、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告する。

3 防火管理者は不備、欠陥部分の改修について、管理権原者の指示を受けて改修計画を策定する。

第 3 節 火災予防措置

(火気等の使用制限等)

第 14 条 防火管理者は、喫煙及び火気等の使用制限を行うものとする。

(1) キャンパス内の喫煙を認めない。

(2) 火気使用設備・器具が使用できる場所

講義等で必要と認める教室・研究室及び給湯室とする。

2 喫煙及び火気使用設備・器具の使用に関する注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 火気使用設備・器具は指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に器具等を点検してから使用すること。
- (3) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓し可燃物に接近して使用しないこと。
- (4) 火気使用設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (5) キャンパス内では喫煙しないこと。
- (6) 催物等のために一時的に火気を使用する場合には、あらかじめ防火管理者に連絡し承認を得ること。

(避難施設等における遵守事項)

第 15 条 防火管理者及び教職員等は、避難施設及び防火施設の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 避難口、廊下、階段及び避難通路等の避難施設

- ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
- イ 床面は避難に際して、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
- ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できるとともに、開放した戸が廊下等の幅員を避難上有効に確保できること。

(2) 火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設

- ア 防火設備及び防火シャッターは、常時閉鎖できるようその機能を有効に保持し、かつ、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
なお、防火設備の開閉位置とその他の部分とは色別しておくこと。
- イ 防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。

2 避難施設又は防火施設の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去しなければならない。

(避難経路図の管理)

第 16 条 防火管理者は、避難経路図を作成し、管理権原者に提出するとともに、これを自衛消防隊員並びに教職員に周知する。

(収容人員の管理)

第 17 条 防火管理者は、当該防火対象物の収容能力を把握し、過剰な人員が入場しないように教職員

に徹底する。

- 2 一時的な催物等により、混雑が予想される場合には、避難経路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を図る。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

第18条 防火管理者は、工事を行うときは、工事中の安全対策を策定する。

また、次の各号に掲げる工事を行うときは、工事中の消防計画を作成し、消防機関に届け出るものとする。

- (1) 増築、改築等で建築基準法第7条の3に基づき特定行政庁に仮使用申請をしたとき。
- (2) 消防用設備の機能を停止あるいは著しく影響を及ぼす工事を行うとき。

2 防火管理者は、工事人に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接・溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用を行わないこと。
- (3) 工事場所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するため、資機材等を整理整頓すること。
- (6) その他防火管理者が指示すること。

第5節 放火防止対策

(放火防止対策)

第19条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 物置及び倉庫等の鍵の管理と施錠を励行すること。
- (3) 出入口を特定し、出入りする人たちに対する呼びかけや監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の教職員の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを教職員と共用するなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと。
- (7) 火元責任者及び最終に退庁する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 休日、夜間の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

第3章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊の編成等)

第20条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表7のとおりとする。

(自衛消防隊の装備等)

第21条 自衛消防隊の装備は、次のとおりとする。

- (1) 消火器
- (2) ロープ・コーン
- (3) 拡声器
- (4) 携帯用照明器具

2 装備品の管理は、自衛消防隊長が管理すること。

(自衛消防隊の活動範囲)

第22条 自衛消防隊の活動範囲は、保健医療大学仁戸名キャンパス管理範囲内とする。

2 近接する防火対象物からの火災で延焼阻止活動が必要な場合又は応援要請があった場合には、自衛消防隊長の判断に基づき活動しなければならない。

第4章 休日、夜間の防火管理体制

(休日、夜間の火災予防管理)

第23条 休日、夜間においては、委託している警備会社の警備員による巡回及び機械警備により、火災予防上の安全確保に努める。

(休日、夜間における自衛消防活動)

第24条 休日、夜間等教職員の少ない時間における自衛消防活動は第20条で定める任務分担に基づき、在庁する隊員が次の処置を行う。

- (1) 通報連絡
- (2) 初期消火
- (3) 避難誘導
- (4) 消防隊への情報提供
- (5) 緊急連絡網による関係者への連絡

第5章 震災対策

第1節 震災事前措置

(震災事前措置)

第 25 条 地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 窓ガラス、看板の落下、飛散、倒壊の防止措置をすること。
- (2) 事務室等の棚、備品、器具、什器及び物品等の転倒、落下の防止措置をすること。
- (3) 火気使用設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気使用設備・器具等の自動消火装置、燃料等の自動停止装置等の作動状況点検を行うこと。
- (5) 危険物等の転倒、落下、浸水等による発火防止及び送油管等の緩衝装置の点検を実施すること。

第 2 節 警戒宣言発令時の対策

(警戒宣言発令時の自衛消防組織)

第 26 条 警戒宣言が発令されたときの自衛消防隊は、別表 7 に定める任務を遂行しなければならない。

(休日、夜間における対応)

第 27 条 休日、夜間においては、在庁者で別表 7 に定める任務を分担し行わなければならない。

- 2 別に定める緊急連絡表により必要な要員を召集しなければならない。
- 3 警戒宣言が発令を知ったときは、自主的に参集しなければならない。
- 4 召集における交通手段は、公共の交通機関を利用するものとする。

(教職員に対する警戒宣言発令の伝達等)

第 28 条 警戒宣言が発令された場合は、教職員に対して、放送設備を使用して速やかに伝達する。

- 2 自衛消防隊長は、避難誘導班に指定されている者を所定の配置につかせる。

(教職員以外の者に対する警戒宣言発令の伝達等)

第 29 条 在庁者等に対する警戒宣言発令の伝達は、避難誘導班の配置が完了したことを確認した後、放送設備により行わなければならない。

(誘導案内)

第 30 条 避難誘導班は携帯拡声器及びロープ等を携行し、所定の位置につき、適切な誘導、案内により混乱防止を図らなければならない。

- 2 避難誘導は、混乱の防止を図るため、避難階に近い階層から順次実施しなければならない。

(火気使用の中止等)

第 31 条 警戒宣言が発令されたときは、火気使用設備・器具の使用も原則として中止する。

なお、やむを得ず火気を使用する際は、防火管理者の承認を得た後に、消火体制を講じたうえで最小限の使用とする。

2 危険物の取り扱いは直ちに中止する。

なお、やむを得ず取り扱う場合は、防火管理者の承認を得て、出火防止等対策を講じるものとする。

3 エレベーターは、使用しないものとする。

(教職員が行う被害防止措置)

第 32 条 警戒宣言が発令された場合、教職員は、室内の被害を防止するために、次の各号に定める措置を行わなければならない。

- (1) 照明器具（吊り下げ式）等の固定
- (2) 事務機器の転倒、落下防止
- (3) 窓ガラス等の破損、散乱防止
- (4) 避難通路の確保、非常口の開放等
- (5) 初期消火用の水の確保
- (6) 非常持出品の準備

(時差退社等)

第 33 条 警戒宣言発令時は時差退社とし、周辺の混乱を防止するために、公共の交通機関を利用する。

第 3 節 震災対策

(震災時の初期対応)

第 34 条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の初期対応を行わなければならない。

- (1) 火気使用設備・器具の直近にいる教職員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認し、防火管理者等に報告すること。
- (2) 全教職員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者等に連絡すること。
- (3) 防火管理者等は、建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を管理権原者に報告すること。

なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。

- (4) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (5) 火気使用設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

第4節 地震時の活動

(地震時の活動)

第35条 地震時の活動は、前条及び自衛消防活動によるほか、次の事項を実施するものとする。

(1) 情報収集・伝達活動

通報連絡班は、テレビ、ラジオ等による地震情報の収集を行い、周辺の状況を把握すること。

(2) 救出・救護

ア 救出救護については、警備救護班が中心となり、他の自衛消防隊員と協力して実施すること。

イ 負傷者が発生した場合には、応急手当を行うとともに、負傷程度に応じ、救護所、医療機関に搬送すること。

ウ 地震の規模により、消防隊等による救出に時間がかかる場合には、救出資器材を活用して救助作業を実施すること。

(3) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、学生等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具等の落下に注意しながら、柱回りや壁ぎわ等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 学生等を広域避難場所(ニューサンピア千葉一帯)まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明すること。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しながら誘導すること。

オ 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩により行うこと。

カ 避難する際は、分電盤を遮断すること。

キ 避難誘導は、避難誘導担当と協力して行うものとする。

(4) 避難経路の確保

警備救護班は、避難者の安全を確保するために、避難経路に落下、転倒、倒壊した物品の除去を行うこと。

第6章 防災教育及び自衛消防訓練

第1節 防災教育等

(防災教育の実施時期等)

第36条 防災教育は就業時に実施するほか次表の区分に従い計画事項、計画内容、実施回数を定める。

計画事項	計画内容	実施回数
教職員に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各教職員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 その他火災予防上必要な事項 (火災予防及び消火に関する実務知識)	年2回
新任者に対する教育	1 防火管理機構の周知徹底 2 防火管理上の遵守事項 3 各教職員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底 4 安全な作業に関する基本的事項 5 消防計画の周知徹底 6 その他火災予防上必要な事項 (火災予防及び消火に関する実務知識)	採用時1回

第 37 条 防火管理者は、消防機関が実施する各種防火管理講習及び講演会等に積極的に参加するとともに、教職員に対する防火講演等を随時開催する。

2 防火管理者は、防火管理再講習を期限内に受講しなければならない。

第 2 節 自衛消防訓練

(自衛消防訓練の種別等)

第 38 条 防火管理者は、次表により計画的に自衛消防訓練を実施するものとする。

訓練の種別	実施時期
消火訓練	6月 月
通報訓練	6月 月
避難訓練	6月 月
総合訓練	6月 月

2 総合訓練は努めて大規模地震を想定した内容を加味する。

3 訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。

(消防機関への通知)

第 39 条 防火管理者は、前条に掲げる自衛消防訓練を実施しようとするときは、事前に消防機関に消防訓練実施届出書を届出すること。

2 防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を日常の防火管理体制及び次回に実施する自衛消防訓練に反映させなければならない。

附 則

この計画は、平成 24 年 6 月 25 日から施行する

附 則

この計画は、令和 2 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

防火管理業務の委託状況表

(年 4 月 1 日現在)

防火対象物の名称		仁戸名キャンパス内建物		※ 用途			
管理権原者の氏名				※ 管理区分		所・管・占	
防火管理者の氏名				※ 選任区分		単独委託 重複	
再受託者の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部					
受託者の氏名及び住所等 (法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地)				受託者が再委託する場合記入			
氏名(名称)		総合警備保障(株)千葉支社					
住所(所在地)		千葉市美浜区幸町1-26-5					
電話番号		043-242-7818					
担当事務所							
所在地							
電話番号							
[教育担当者講習修了者氏名]							
[講習修了証番号]							
[教育計画]		月と 月に実施する。		月と 月に実施する。			
受託者の行う防火管理業務範囲及び方法	常駐巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左		<input type="checkbox"/> その他()	
<input checked="" type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理		<input type="checkbox"/> 同左					
<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()					
常駐場所		東校舎棟 警備室					
常駐人員		1人					
委託する防火対象物の区域		仁戸名キャンパス内					
委託する時間帯		17:15 ~ 22:00					
巡回業務範囲及び方法	巡回	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()	
巡回回数							
巡回人員							
委託する防火対象物の区域							
委託する時間帯							
遠隔巡回及び方法	遠隔巡回	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置		<input type="checkbox"/> 同左			
		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> その他()	
現場確認要員の待機場所		仁戸名待機所					
到着所要時間		10分					
委託する防火対象物の区域		仁戸名キャンパス内					
委託する時間帯		22:00 ~ 8:30					

(備考) 1 「受託者の行う防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□レ印を付すること。
2 ※欄は記入しないこと。

自主点検チェック表（日常）

実施責任者		火元責任者						担当区域					
月	曜日	実 施 項 目											
		ガス器具の ホース老 化・損傷	電気器具の 配線老 化・損傷	火気設備 具の設置 ・使用状 況	倉庫等の 施錠確 認	終業時の 火気の 確認	その他（共 用部分の 可燃物の 有無等）	避難障 害 避難口	避難障 害 廊下・通 路・階段	閉鎖障 害 防火戸・ 防火シャ ッター	操作障 害 屋内消火 栓	操作障 害 自火報	備 考
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
31													

（備考） 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例） ○・・・良 ×・・・不備・欠陥 ⊗・・・即時改修

防火管理者
確 認

別表 4

自主点検チェック表（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等がないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等がないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造等に損傷はないか。 ② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等をおいていないか。 ③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損がないか。 ② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。 ③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。 ④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。 ⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。 ⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	(2) 階段 ① 手すりの取付部に緩みと手すり部分に破損がないか。 ② 階段室の内装は不燃材料になっているか。 ③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。 ④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口（出入口） ① 扉の開放方向は避難上支障がないか。 ② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。 ③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外の出入口の付近に障害物はないか。	
	(1) 厨房設備（こんろ、レンジ、フライヤー等）給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。 ② ガスは配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。 ④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。 ⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトの変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	
(2) 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ） ① 自動消火装置は、適正に機能するか。 ② 火気周囲は、整理整頓されているか。		

電 気 設 備	(1)	変電設備 ① 電気主任技術者等の資格を有するものが検査を行っているか。 ② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。 ③ 変電設備に異音、過熱はないか。	
	(2)	電気器具 ① タコ足の接続を行っていないか。 ② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	(1)	少量危険物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。 ③ 換気設備は適正に機能しているか。 ④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。 ⑤ 整理清掃状況は適正化。 ⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。 ⑦ 整理整頓（集積）の状況は良いか。	
(2)		指定可燃物貯蔵取扱所 ① 標識は掲げられているか。 ② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。 ③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。	

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係	年 月 日	火気設備器具	年 月 日	
防火関係	年 月 日	電気設備	年 月 日	
避難関係	年 月 日	危険物施設	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。
(凡例) ○・・・良 ×・・・不備 ⊗・・・即時改修

別表 5

消防用設備等自主点検チェック表

実 施 設 備	確 認 箇 所	検査結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋 内 消 火 栓 泡 消 火 設 備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) ホース、ノズルが接続され、変形損傷はないか。 (4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例・物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形及び操作障害はないか。 (4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例・物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置またはその直近に防護区画の名称、取扱い方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか(手動式起動装置) (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピンドラー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトに緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途の変更、間仕切りによる未警戒部分がないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途の変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等はないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護坂に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放 送 設 備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	

避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識灯に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がいないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となる物がいないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となる物がいないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がいないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がいないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。
 (凡例) ○・・・良 ×・・・不備 ⊗・・・即時改修

別表 6

消防用設備等点検計画表

点検実施月日 及び点検 の区分 消防用 設備等の種類	点 検 実 施 月 日	
	機 器 点 検	総 合 点 検
消 火 器	8 月 2 月	
屋 内 消 火 栓 設 備	8 月 2 月	2 月
スプリンクラー設備	月 月	月
自 動 火 災 報 知 設 備	8 月 2 月	2 月
ガ ス 漏 れ 警 報 設 備	8 月 2 月	2 月
放 送 設 備	8 月 2 月	2 月
避 難 器 具 (救 助 袋)	月 月	月
誘 導 灯	8 月 2 月	
連 結 送 水 管	月 月	月
排 煙 設 備	月 月	月
自 家 発 電 設 備	月 月	月

※ 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点 検 設 備 業 者	
住 所	
電 話 番 号	

自衛消防隊の編成と任務（その1 本部隊）

自衛消防隊本部長 * 名簿はその2参照		(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)		
自衛消防隊長		(自衛消防隊本部長が不在の場合は、その任務を代行する。)		
自衛消防隊副隊長		(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)		
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務	警戒宣言が発せられた場合の組織編成	警戒宣言が発せられた場合の任務
通 報 連 絡 班	班長	1 隊長、副隊長の補佐	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、本部長に報告する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により周知を図る。 4 食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5 学内にいる者の調査 6 その他
		2 自衛消防本部の設置		
		3 情報の収集		
		4 消防隊への情報の提供及び災害現場への誘導		
		5 その他の指揮統制上必要な事項		
		6 消防機関への通報及び通報の確認		
		7 学内への非常通報及び指示命令の伝達		
		8 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。）		
消 火 班	班長	1 出火階に直行し、屋内消火栓による消火作業に従事	消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物の点検及び保安の措置を講ずる。
		2 消火作業への指揮指導		
		3 消防隊との連携及び補佐		
搬 出 班	班長	1 学内重要書類の搬出	搬出班は情報収集班として編成する。	上記の情報収集班の任務と同様のほか、搬出品の確認、保管を行う。
		2 各課（学科・専攻）の必要書類等の搬出		
避 難 誘 導 班	班長	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令伝達	避難誘導班は、平常時と同様の編成をする。	混乱防止を主眼として、関係者の案内及び避難誘導を行う。
		2 非常口の開放及び開放の確認		
		3 避難上障害となる物品の除去		
		4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告		
		5 ロープ等による警戒区域の設定		
警 備 救 護 班	班長	1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖	警備救護班は、点検措置班として編成する。	上記の消火班の任務に同じ。
		2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止		
		3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置		
		1 応急救護所の設置	警備救護班の内応急救護担当は、情報収集班として編成する。	上記の情報収集班の任務と同様のほか、救出資機材等の確認をする。
		2 負傷者の応急救護		
		3 救急隊との連携、情報の提供		

自衛消防隊の編成と任務(その2)

平成24年5月現在

名称等	編成	人員	任務
本部長	学長	1	
隊長	リハビリテーション学科長	1	消防隊の統括
副隊長	理学療法学専攻長または作業療法学専攻長	1	隊長を補佐し、隊長不在のときはその職務を行う。
通報連絡班長	リハビリテーション学科長が指名した者	(班員計2) 1	消防機関、教職員等への通報・連絡調整
班員	リハビリテーション学科長が指名した者	1	
消火班長	リハビリテーション学科長が指名した者	(班員計3) 1	消火施設等による初期消火活動
班員	理学・作業専攻教員各1名	2	
避難誘導班長	リハビリテーション学科長が指名した者	(班員計4) 1	教職員・学生等の避難誘導
班員	理学・作業専攻教員各1名、図書館員1名	3	
警備救護班長	リハビリテーション学科長が指名した者	(班員計3) 1	大学内外の警備
班員	理学・作業専攻教員各1名	2	
搬出班長	リハビリテーション学科長が指名した者	(班員計3) 1	非常持ち出し
班員	理学・作業専攻教員各1名	2	
計		18	

別表 2

火元責任者

2 仁戸名キャンパス

施設	区分	火元責任者	施設	区分	火元責任者
建物	〔研究棟〕			第1実習室（基礎作業実習室2）（情報処理室）	リハビリテーション学科長
	玄関ホール	企画運営課長		第2実習室（基礎作業実習室3）	リハビリテーション学科長
	研究室	在室上位教員		治療室	リハビリテーション学科長
	学生相談室	学生支援課長		日常動作・生活活動	リハビリテーション学科長
	資料室	企画運営課長		訓練室	
	男子トイレ	企画運営課長		基礎医学実習室	リハビリテーション学科長
	女子トイレ	企画運営課長		準備室	リハビリテーション学科長
	廊下	企画運営課長		運動・治療実習室	リハビリテーション学科長
	〔東校舎棟〕			研究室	在室上位教員
	[1階]			学生ホール	企画運営課長
	玄関ホール	企画運営課長		男子トイレ	企画運営課長
	事務室	企画運営課長		女子トイレ	企画運営課長
	保健室	学生支援課長		廊下・非常階段	企画運営課長
	非常勤講師控室	学生支援課長			
	警備室	企画運営課長		〔講堂・図書館棟〕	
	機能訓練室	リハビリテーション学科長		玄関ホール	企画運営課長
	運動解析室	リハビリテーション学科長		図書館	図書館長
	補装具室	リハビリテーション学科長		ロビー	企画運営課長
	基礎作業実習室1	リハビリテーション学科長		講堂	企画運営課長
	水浴室	リハビリテーション学科長		機械室	企画運営課長
	評価実習室	リハビリテーション学科長		男子トイレ	企画運営課長
	準備室	リハビリテーション学科長		女子トイレ	企画運営課長
	男子更衣室	学生支援課長		階段	企画運営課長
	女子更衣室	学生支援課長			
	給湯室	企画運営課長		〔体育館〕	
	エレベーター	企画運営課長		体育館	学生支援課長
	男子トイレ	企画運営課長			
	女子トイレ	企画運営課長		〔ポンプ室〕	
	障害者用トイレ	企画運営課長		ポンプ室	企画運営課長
	廊下・階段・外階段	企画運営課長			
	[2階]			〔変電所〕	
	講義室	学生支援課長		変電所1	企画運営課長
	準備室	リハビリテーション学科長		変電所2	企画運営課長